

## 平成25年度川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会での審議内容の確認について

### 第1回委員会（平成26年1月8日）

- (1) 市民活動支援指針の改訂について（川崎市のこれまでの市民活動支援施策の取組や、市民活動支援施策の検討の視点など）
- (2) 市民活動等支援施策推進会議（庁内会議）の検討内容について
- (3) 市民活動支援に関連する定義及び検討の方向性  
（主な意見）
  - ・ 定義付けを第1回目の委員会で行うのは時期尚早
  - ・ 支援対象を「活動」とするか「団体」とするか議論の必要性
  - ・ 事業者やソーシャルビジネスなども支援対象とするべき

### 第2回委員会（平成26年2月3日）

- (1) 市民活動に関連する定義及び検討の方向性（継続）
- (2) 中間支援組織について（市民活動センターの活動等）  
（主な意見）
  - ・ 公益、共益などの切り分けや定義付けは難しい。法人の認証等の際に判断されるもので、活動に内容に応じて、協働を進めることは可能
  - ・ 市民活動の先進性や開拓性、公開性のほか、事業性、アドボカシー、専門性などがキーワード
  - ・ ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスも市民活動の手法のひとつであり、企業が行う活動でも市民活動に該当するものもある
  - ・ 時代の変化に応じて、市民活動支援をどのような状況で行っていくのかの議論が必要
  - ・ 事業者も、利益が出ていれば当然社会責任活動を行うものと考えている
  - ・ 地域で多様な主体が協力・協働していくことに対する支援をどのようにしていくのが鍵となる

⇒ 現行の支援指針の定義やこれまでの考え方は現在でも遜色ないが、指針策定後現在までの間に客観的な状況が動いており、新しい手法や発想、団体が出てきているなかで、若干考え方を整理していく必要がある

## 第1回小委員会（平成26年2月17日）

### （1）市民活動に関連する定義及び検討の方向性（継続）

（主な意見）

#### <指針改訂>

- ・市民活動の具体的な状況を見ると、NPO法人や株式会社、社会福祉法人、ワーカーズコレクティブなど、従来とは異なる市民活動が出てきており、事業性、継続性、専門性が特徴
- ・公益活動助成金の申請でも、従来共益だった団体から派生した市民活動や学生の活動、プロボノや社団法人など、新しい形態がでてきており、このような実態を指針にうまく組み込む必要がある
- ・現行の指針は十分広い定義となっている。方向性を変える必要はないが、新しい組織形態等の単語を明示化する必要があるかもしれない

#### <公益性>

- ・公益性を判断するのは誰か、行政が担っている分野は法律により判断されているが、市民が支えている公益は、市民的な承認によって成り立っている。先進的、あるいはニッチな活動を市民が公益かもしれないと承認するような手続や基準も必要ではないか
- ・資金の助成先としては非営利の市民活動団体でなければいけないが、協働のパートナーとしては多元的な主体をいれていくべき
- ・行政は、産業政策については「公共の福祉に資する」というような法律の根拠に基づき支援を行うことができる。市民公益については、法律がないので、公益かもしれないものに機会を与えるということ

#### <協働>

- ・公共性の高い事業の場合は、協働型事業終了後も行政が委託を行っていくべき
- ・行政からの委託だけではなく、地域の共感を得て、地域から場や資金の提供を受けることも重要。地域が認めて支えるということがポイントになるのではないか

#### <中間支援組織>

- ・各区ではなくとも、南・中・北に一箇所ずつあってもよいのではないか
- ・区でも取組がなされているが、課ごとにバラバラに施策が実施されているという印象がある

#### <政治と市民活動>

- ・政治的な目的・活動にあたるか境界上にある事例もあるが、それゆえはつきりとは定めず、その都度市民的良識で判断するべきではないか

#### <その他>

- ・「公共」と「公益」を一緒に議論するのではなく、個別に議論すべき